

川辺川に建設予定の  
新たな流水型ダム

環境への重大な影響の可能性を国が指摘

「命も環境も守れぬ」ダム中止を

山本のぶひろ県議ら、県に要求

新たな流水型ダム（川辺川ダム）  
建設によって、川辺川・球磨川の  
動植物の生態系への悪影響や、土  
砂堆積による水の濁りなど、環境  
に重大な影響をもたらす可能性が

あることが明らかになったことか  
ら、山本のぶひろ県議と党県委員  
会は10月19日、蒲島知事あてに、  
ダム建設中止の決断をするよう申  
し入れました。

希少動植物が  
死滅の可能性

新たな流水型ダム建設による環  
境への影響については、10月6日  
に開かれた国の「流水型ダム環境  
保全対策検討委員会」で、ダムに  
水がたまった際には希少生物が生  
息する洞窟での個体の死滅やシル  
ト（沈泥）の堆積、ヤマセミやカ  
ワセミの生息環境の変化といっ  
た、環境への影響が起り得る可  
能性について指摘しています。

これまで蒲島知事は、繰り返し  
「流水型ダムによって命と清流を

守ることが体現できる」と強調し  
てきました。その説明に重大な矛  
盾が生じることになり、このまま  
県民への何の説明もなくダム建設  
を進めることは容認できません。  
申し入れて山本県議らは、「宝で  
ある球磨川の環境・清流を守ると  
いうのであれば、知事はダム中止  
を表明し、環境にやさしい治水へ  
の決意を示すことが球磨川流域住  
民・県民に対する責任ある対応だ  
」と強調しました。

五木、相良村を訪問

山本のぶひろ県議は10月13日、  
仁比聡平参院議員らとともに五木  
村、相良村を訪問し、河川整備の  
あり方や地域振興の問題などにつ  
いて意見交換するとともに、球磨  
村渡地区の被災者の方から、今後  
の河川整備や、新たなまちづくり  
についての意見・要望を伺いまし  
た。

日米一体での大規模演習を今月実施

緊張高める軍事演習中止せよ

山本のぶひろ県議ら、九州防衛局に要請



日米共同演習の中止を求める山本のぶひろ県議（左から  
3人目）ら＝11月7日、九州防衛局（福岡市）

山本のぶひろ県議らは7日、福  
岡市の九州防衛局に、10日から19  
日までの予定で、九州各県の駐屯  
地・分屯地を使用して実施される  
大規模な日米共同統合演習（実働  
演習）などを中止するよう求め、  
田村貴昭衆院議員、九州各県の党  
議員らとともに申し入れをおこな  
いました。

総合演習には自衛隊約2万6千  
人、官邸約20隻、航空機約250機、  
米軍約1万人、艦艇約10隻、航空  
機約120機の参加に加え、豪軍、加  
軍、英軍も参加します。フランス、  
インド、ニュージーランド、フィ

リピン、韓国、NATOからのオブ  
ザーバーを招へい予定していま  
す。

演習には、自衛隊と米軍のオス  
プレイが計5機参加し、益城町の  
高遊原分屯地を使用するとしてい  
ます。

山本県議らは、県と7市町村が、  
訓練については詳細な住民への説  
明求める要望書を出していること  
も指摘したうえで、事故が多発し  
ている欠陥機オスプレイが市街地  
の上空を何の連絡もなく飛行して  
いる実態について抗議。「抑止力の  
向上というが、東アジアの緊張を  
高めることになる」と、訓練の中  
止を求めました。

山本県議の一般質問は9日

12月定例県議会、山本のぶひ  
ろ県議は9日（金）10時から質問  
をおこないます。

# 日本共産党 山本のぶひろ 県議会だより

2022年 11月号

熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
電話096-3333-2647  
ファックス 385-0255  
HP「日本共産党 山本のぶひろ」

## 明らかになってきた自民党議員と統一協会との密接な関係

### 県政・県議会への影響 徹底説明が必要

#### 真相追及求め山本のぶひろ県議らが記者会見

木原稔衆院議員、岩下栄一県議、溝口幸治県議会議長ら自民党の国会議員・地方議員が、独自調査によって今回新たに統一協会との関係が判明したとして、日本共産党県委員会は2日、県庁で記者会見を開きました。

山本のぶひろ県議は会見の席上で、「重要なことは、反社会的行為を繰り返してきたカルト集団との関係を現職の議員が持ち、『広告塔』として利用されることによって、被害の拡大がもたらされたり、政治・行政がゆがめられたりしてこなかったのか、徹底的に調査、解明、そして県民に説明することが必要だ」と強調しました。

講演をおこなっていただきます。

会見後、山本のぶひろ県議らは自民党県連を訪れ、前川収・党県連会長あてに、県選出国会議員・地方議員と統一協会とのかかわりについて独自の調査を進め、公表するなど、県民への説明責任を果たすよう求める見解を届けました。



## 11, 12月の無料法律相談会のお知らせ

日時 ・11月24日(木) 13時30分より  
・12月23日(金) 13時30分より  
場所 山本のぶひろ生活相談所  
(中央区渡鹿5丁目19-7)  
弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)  
事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。

## 「生活保護打ち切りは違法」と断罪されたのに… 自立を阻害する県の控訴は重大

「孫の収入が増えた」との理由で、県玉名福祉事務所が生活保護を廃止したことは違法であるとして、処分の取り消しを求めた熊本地裁の判決を不服とし、熊本県は10月17日、控訴することを決定しました。

生活保護を受けている世帯に同居する子どもは、親などと家計を切り離して保護の対象から外す「世帯分離」という手続きをとれば、世帯への保護受給は継続され、子どもは大学や専門学校などへの進学が保障されています。

県内に住む70代のご夫婦の世帯では、同居するお孫さんがこの手続きを取って看護専門学校に進学していました。正看護師の資格を取ろうと、学びながら准看護師として働き始めたことにより収入が増加したということで、県は世帯分離を認めず生

活保護を打ち切ってしまったのです。熊本地裁はこの対応について、「孫の収入が増加したという表層的な現象だけに着目し、世帯分離が経済的な自立に効果的だ」という視点に欠けている」と厳しく指摘していました。

県の控訴決定に先立つ10月6日、山本県議らは弁護士や支援者とともに、熊本県に「控訴するな」の申し入れをおこなっていました。「国の意見を聞いて控訴するかどうか判断する」とする県に対し、山本のぶひろ県議は「県の判断で保護を打ち切ったのに、控訴については『国が言うことだから』と弁明するのはあまりに無責任だ」と、県の対応を批判しました。

県の控訴決定は、自立を支援する保護行政のあり方に逆行するものです。



記者会見する(左から)松岡党県委員長と山本県議  
判明した統一協会との関係の一部

氏名	内容
木原 稔氏	世界平和連合からの寄付など
岩下栄一氏	統一協会機関誌に挨拶文など
溝口幸治氏	協会関連団体企画で講演など